

【論 説】

プリユタネイオンを探して

的射場 敬 一

目 次

はじめに

1. プリユタネイオンとは何か
 - 1.1. 竈の女神ヘスティア
 - 1.2. 供犠
 - 1.3. ポリスの形成とプリユタネイオン
2. アテナイの国制とプリユタネイオン
 - 2.1. 貴族政ポリス
 - 2.2. ソロンの改革とペイシストラトスの僭主政
 - 2.3. クレイステネスの改革と民主政ポリス

結びに代えて

はじめに

紀元前 399 年、ソクラテスがアテナイの民衆法廷で裁かれて刑死した。それは、ギリシア哲学史におけるエポック・メイキングな出来事であった。なぜか。このソクラテスの死こそが、哲学者プラトンを生んだからである。

民衆法廷がソクラテスに死刑判決を下し、牢獄でその日を待っている時に、友人のクリトンらが熱心に国外逃亡を勧めた。ソクラテスはそれに対してこう反論している。国外逃亡を謀るということは、「何よりも害を加えてはならないはずの、自分自身や自分の友だち、自分の祖国と私たちの国法に対して害を加えるという、そういう醜い仕方で、不正や加害の仕返し」¹⁾をすることなのである。「老人の身で、余生も残り少ないと大方みられるのに、最も大切な法を踏みにじてまで、こんなに執念ぶかく、ただ生きることを求めてはばからなかったというふうに言う者が、一人もいないだろうか」²⁾と。つまり、

プリュタネイオンを探して（的射場）

命を惜しんで国外逃亡することは、自分のこれまでの生き方に反すると逆に友人たちを説得し、毒人参を飲み干して自ら死ぬ道を選んだのである。

ソクラテスは、この時すでに^{よわい}年齢70を越えていた。当時の平均寿命が30余歳であると言われているので、優にその倍は生きている。命を惜しんで国外逃亡したとしても、ほんの僅かの年限しか生きることができなかったであろう。それでも逃亡の道を選ばず、自ら死に赴いたことは、弟子たちに衝撃を与えた。特にプラトンに与えた衝撃が大きかった。プラトンはソクラテスの弟子ではあるが、ソクラテスと違い、名のある貴族の子弟であり、政治家志望の青年であった。その28歳のプラトンは、このソクラテスの死に衝撃を受け、現実政治に絶望し、実践の道から哲学へと向かった³⁾のである。ソクラテスの死から10年後、プラトンの最初の著作『ソクラテスの弁明』が世にでる。つまり、もしもソクラテスが劇的な死を迎えなかったとすれば、プラトンの『ソクラテスの弁明』は書かれなかったであろう。当然のことながら、それから10年後に書かれる主著『国家論』もないことになる。そうすれば、そもそも一冊の著作も書かなかったソクラテスが、哲学史上に名を残すことなどありえなかった可能性が高い。ソクラテスの死が哲学史上の大事件なのは、まさにその死で哲学者プラトンの誕生を贖ったからである。そしてプラトンの弟子にアリストテレスを迎えることで、哲学の歴史は新たな段階に入るからである。

本稿の主題である「プリュタネイオン」(prytaneion)という言葉が出てくるのは、ソクラテス裁判の最後の量刑の提議の場所においてである。そこに至る前に、まずソクラテス裁判について、簡単に見ておこう。

ソクラテスの告発の理由は、「青年に対して有害な影響を与え、国家の認める神々を認めず、別の新しいダイモンのたぐいを祭るがゆえに」⁴⁾であった。これに対してソクラテスは、次のように弁明している。

「わたしは何のことはない、少し滑稽な言い方になるけれども、神によってこの^{ポリス}国都に付着させられている者なのです。それはちょうど、ここに一

頭の馬がいるとして、それは素姓のよい大きな馬なのですが、大きいためにかえって普通より鈍いところがあり、目をさましているのには、なにか^{あぶ}虻のようなものが必要だという、そういう場合に当たるのです。つまり神は、わたしをちょうど虻のようなものとしてこの国都に付着させたのではないかと、わたしには思われるのです。つまりわたしは、あなたがたを目ざめさせるのに、各人一人一人に、どこへでもついて行って、膝をまじえて、まる一日、説得したり、非難したりすることを、すこしもやめない者なのです。」（『ソクラテスの弁明』18）⁵⁾

ソクラテスは、ポリスのなかでいろんな人に「私交のかたちで、あたかも父や兄のように、一人一人に接触して、魂^{いのち}を立派にすることに留意せよと説いてきた」⁶⁾。実に他人から憎まれ疎まれるようなことをしてきたのである。それは、神によって彼に与えられた使命だからだという。

アテナイの司法権の最も重要な部分を把握していたのは、一般市民からなる民衆法廷である。抽選で選出された30歳以上の市民6000人が任期一年の陪審員（審判人デイカスタイ）として登録され、そのなかから裁判の性格や規模に応じて201人や501人といった所定数の陪審員が選ばれて個々の法廷を構成した⁷⁾。ソクラテスの裁判は、501人の陪審員によって行われたと想定されている⁸⁾。公法上の事件には丸一日費やされたが、原告被告のそれぞれに与えられた弁論時間は、3時間強にすぎなかった⁹⁾。これらの弁明の終了後に、有罪か無罪かの票決が行われたのである。

ソクラテスの裁判では、まず有罪か無罪かの票決が行われた。有罪の票決の後に、もう一度量刑について原告が提議し、つぎに被告が別の量刑を申し出て、陪審員がどちらかの量刑に決めるという順に進んだ。原告のメレトスは、ソクラテスを死刑に処することを提議した。これに対してソクラテスはこう申し出たのである。

「諸君に親切を尽くしたその男は、貧乏人なのでして、しかもいま、諸君

プリユタネイオンを探して（的射場）

を説き励ますのに時間の余裕を必要としているのです。およそ、アテナイ人諸君、この者がこのような事情があるとすれば、市のプリユタネイオンにおいて給食を受けるほど適当なことはないのです。それはオリュンピアの競技で諸君の誰かが一頭もしくは二頭、四頭の馬で勝利を得たばあいに、そうされるよりも、ずっと適切なことなのです。なぜなら、その人は諸君をただ幸福と思われようにするだけですが、わたしは幸福であるようにしているのですから。…だから、わたしが正義にしたがって、至当の評価で自分の受けなければならぬものを申し出るべきだとするならば、これがわたしの申しでる科料です。すなわち、市のプリユタネイオンにおける食事。」（『ソクラテスの弁明』26）¹⁰⁾

死刑に見合うような量刑として、ソクラテスは「プリユタネイオンにおける食事」を提議したのである。これが陪審員たちの心証を害したのは間違いなく、有罪無罪では僅差であったのに、死刑の判決は陪審員の圧倒的多数で下された。「プリユタネイオンにおける食事を」というソクラテスの要求は、市民の怒りを買うに十分なものであったということが分かる。そして、ソクラテスにとっては、つまり、『ソクラテスの弁明』を書いたプラトンにとっても、「プリユタネイオンにおける食事」は、死罪に相当する意義を有すると判断していたことになる。

本稿の課題は、ソクラテスが求めた「プリユタネイオンにおける食事」が、ポリスで有した意味を明らかにすることであり、そして、プリユタネイオンというのが何であったのか、そして、それはどこにあったのかを明らかにすることである。それは、プリユタネイオンを探す旅でもある。

1. プリユタネイオンとは何か

1.1. 竈の女神ヘスティア

ギリシアのポリスからたくさんの植民者が小アジアや黒海沿岸、そしてイ

タリアへ出かけていった。ヘロドトスの『歴史』によれば、「このイオニア人のうちにプリュタネイオンから移住の第一歩を踏み出し、イオニア人中最も高貴な血統を誇る一団」（ヘロドトス『歴史』巻1,146）¹¹⁾があったという。訳者の松平千秋氏の注釈によれば、ギリシアのポリスから移民が出る時には、母市であるそのポリスのプリュタネイオンにある「聖火を受けて出発する」のが「慣わし」であり、「アテナイの聖火をもって移住した一団は、いわばアテナイ公認の移民という訳で、その素姓を誇った」¹²⁾というのである。

プリュタネイオンというのは、アリストテレスの『アテナイ人の国制』によれば、ポリスの筆頭執政官であるアルコンの執務室¹³⁾であると同時に、市民の公的行事の中心地であったので、その意味をとって「中央市庁舎」「中央庁舎」「公会堂」などと訳されている¹⁴⁾。竈^{かまど}の女神ヘステシア（Hestia）の祭壇が設けられ、常に火がともされ¹⁵⁾ており、竈の女神ヘステシアが祀られている大広間で外国からの賓客やオリンピックでの勝者に対して、あるいは名誉市民に対して食事が供されていたので「迎賓館」¹⁶⁾と訳されている場合もある。祭壇の火は、「持ち運びのできる竈」¹⁷⁾と一緒に分け与えられ、植民者が持っていったように、戦場にも持ってゆかれることもあった。

ドイツの文化史家ブルクハルトによれば、このような竈の女神ヘステシアを祀るという古代ギリシアの習慣の出発点となったのは、「家の竈のかたわらで神々の像を造るという太古の習慣であったかもしれない」という。「竈のかたわらにまず死者が埋葬され、敬われたが、それと同時に、たぶんそもそもの始めから竈（ヘステシア）の炎も敬われた」¹⁸⁾のである。この竈の祭祀は、古代ギリシアにおける家族を「宗教的結合の力」¹⁹⁾よって固く結び合せていたのである。

かかる伝統が古典時代のポリスにおいても生きていたことは、アリストテレスが『政治学』の中で次のように指摘していることから明らかであろう。

ポリスとは、アリストテレスによれば、「善き生活のために存在する」のであり、「いくつかの村から生じ、言うなればいまやあらゆる自足の要件を満たした、終極の共同体が^{ポリス}国家である」（『政治学』第1巻第2章）²⁰⁾。それ

ブリュタネイオンを探して（的射場）

ゆえ、人間は「ポリスの動物」（zōon politicon）」なのである。ポリスの一員でないということは、「劣悪な人間」であるかあるいは「人間よりも優れた者」である。劣悪な人間とは何かについては、ホメロスを引用して次のように述べている。

「ポリスは自然にあるものの一つであるということ、また人間は自然に政治的（ポリスの）動物であるということ、また偶然によってではなく、自然によってポリスをなさぬものは劣悪な人間であるか、あるいは人間より優れた者であるかのいずれかであるということである、前者はホメロスによって、

『兄弟団の仲間もなく、法もなく、竈もなき者』

と非難された人間のようなものである。」（アリストテレス『政治学』第1巻第2章）²¹⁾

アリストテレスの言明は、人間が政治的（ポリスの）動物であるということをも自明の前提にしているように思えるが、ホメロスの引用が指し示しているのは、決してそれが歴史超越的にポリスと市民が存在している訳ではないということである。引用箇所は、『イリアス』第9歌で老将ネストルが、トロイア攻めの総大将アガメムノンに対して忠告をする場面にでてくる言葉である。トロイア勢との戦いで劣勢に立ち、落胆したアガメムノン王は集会を開き国許に引き上げることを提案したのに対して、若き武将のディオメデスが反対する。そこで老ネストルが立ち上がり、意見を述べ始める。その場面にでてくるのが、「厭うべき内輪揉めなどを望むものは、兄弟団もなく、法もなく、^{ヘステイア}竈もない奴だ。」（9歌63-4）²²⁾なのである。

アリストテレスが、ホメロスのこの箇所を引用したのは、ここにギリシアにおける市民の成り立ち方の本質を見たからであろう。ギリシア世界における法の重要性についてはいうまでもない。専制君主の一人支配ではなく、法に服しているがゆえに自分たちは自由で平等だというのが、ギリシア人の自

已認識であったからである。

兄弟団（^{フラトリア}phratry）というのは、血縁団体としての「氏族」（genos）と上部団体としての「部族」（^{フラトリア}phylai）の中間に位置する組織²³⁾であり、ギリシアのいわゆる暗黒時代、つまり、ミュケナイ王朝が崩壊し、人々の安全を保証してくれるような国家組織が存在していなかった「ホメロス」の時代に生まれた団体であった。ポリス形成前の村共同体にとっての一番の課題は、生産ではなく「安全」であった。それゆえ自由農民が自らの安全を担保するために形成したのが兄弟団であり、一般自由民相互の安全を「血の復讐の義務を負うことによって保証しあうひとびと」²⁴⁾からなる団体を形成することによって担保したのである。それは血による結合ではなく、任意の、それゆえ人為的に形成された「戦士の兄弟団」（brotherhood of warriors）²⁵⁾であった。

兄弟団は、ポリス形成後にも存続し、部族の小区分として「行政的機能と祭祀的機能」とを持ち²⁶⁾、ポリスの重要な核として存続し続けた。アテナイの民主政の礎石を築いた、紀元前508年のクレイステネスの改革以後も、兄弟団は依然として存続している²⁷⁾。兄弟団の成員は、同僚が殺人などの犠牲者になった場合には、その犠牲者の家族を訴訟などにおいて支援する義務を負っていた²⁸⁾。そういう依然として濃厚な仲間団体的な色彩をもつ団体の成員であることが、市民となるための必要条件のひとつであったのだ²⁹⁾。兄弟団の成員としての登録の儀式は、アパトゥリア祭（The festival of Apatouria）の最終日（3日目）に行われた。父親は息子を^{フラトリア}兄弟団の仲間^{フラトリア}に披露し、兄弟団の成員は、投票によって受け入れの可否を決定したのである³⁰⁾。

ホメロスは、この^{フラトリア}兄弟団と並ぶものとして^{ヘステイア}竈を持ってきている。もちろん、モノとしての^{ヘステイア}竈を有しているかどうかを問うているのではなく、^{ヘステイア}竈の祭祀を行なう家を持っているかどうか問題なのである。燃え続ける竈の火のかたわらで竈の女神ヘステイアを祀る神事が行なっていること、これこそが、市民たることのもう一つの実質的条件であった。ギリシアの神事は、ブルクハルトによれば、「たぶん家そのものの中で始まったのであり、竈のかたわ

ブリュタネイオンを探して（的射場）

らにおいて家族の長の手できわめて規則正しく行われた」³¹⁾のである。

ヘスティアは、ギリシア12神のうちの1柱であるが、なぜ彼女が竈の女神になったのかについて、ギリシア神話の文脈の中で整理しておこう。ヘスティアは、レアとクロノスの間に生まれた6人の子のうちの最初の子である。ちなみに末子がゼウスである。ホメロスの中ではしばしば「クロノスの子」として言及されている。父クロノスは、「大地と天空ゲールウラノスとが彼に予言して、自分の子によって支配権を奪われるであろう」と言われていたので、「生まれた子供たちを呑み込むことを常としていた」。まず、「最初に生まれたヘスティアを呑み」³²⁾こんだ。そして生まれてきた弟妹も同じように父クロノスに呑み込まれた。末子ゼウスだけは、母レアの機略によって救われた。成年になったゼウスは、策謀によって父クロノスの腹から兄弟姉妹を救い出したが、後から生まれて呑み込まれた弟や妹たちに押されて一番底にいたヘスティアは最後に吐き出された。その結果、ヘスティアは長子でありながら兄弟姉妹中もっとも若い女神になったのである³³⁾。

優雅で清らかな美女に成長したヘスティアは、やがて男神たちの注目の的となる。中でも弟のポセイドンと甥のアポロンが彼女に恋して熱心に求婚した。自分をめぐって身内の2人が争い合うことを憂えた女神は双方を拒絶し、永遠の処女の誓いを立てた。この宣誓が末子にして主神のゼウスによって認められたため、ポセイドンもアポロンも諦めざるを得なかった。ヘスティアは、結婚の喜びと引き換えに、ゼウスによって「すべての人間の家、神々の神殿において祭られる特権」を与えられたのである³⁴⁾。ヘスティアという名前それ自体が、竈 (hearth) を意味していた³⁵⁾。

それゆえ、古代ギリシアにおいては、それが王宮であれ一般市民の家であれ、団欒の場となる広間を中心に建てられており、広間の中央には竈（ヘスティア）が設けられていた。同じように、ポリスも「共通の竈」をその大広間にもったブリュタネイオンを中心にして建設されていた³⁶⁾。竈の女神ヘスティアは、家（オイコス）と都市国家ポリスの中心に位置し、そして、まさに竈を共有すること、そして竈の女神の供犠の共同性こそが、家（オイコ

ス）と国家（ポリス）を媒介するものであった。

1.2. 供犠

前節で見てきたように、竈（ヘスティア）は家の中心であり、家庭生活のシンボルであった。そこに燃える炎はギリシア人にとって非常に神聖なものであった。ヘスティアは、家庭生活の女神として崇められただけでなく、竈（ヘスティア）は犠牲を捧げる所でもあったので、祭壇の女神として祈願も受けていた³⁷⁾。そこは、宴の場でもあり、食卓共同体を象徴する場であった。宴を始めるときには他の神々に先んじてまず竈の女神ヘスティアに犠牲を捧げ献酒した。ギリシア人は、女神ヘスティアが常に家を守護してくれるように家内に据えられた祭壇に犠牲を捧げ、竈の火を絶やさなかったのである。

神々に祈るために、その祈りに生命を与えるために犠牲を捧げるというのが、ギリシアの宗教の特徴である。家（オイコス）の宗教と国家（ポリス）の宗教との連続性は、ギリシアの宗教の内実が教義宗教ではなく供犠宗教であったことに求めることができるであろう。神に犠牲を捧げ祈るということが、この宗教行為の内実であったのだ。たとえ神殿や神像が破壊されたとしても、犠牲を捧げる祭壇さえ残っていれば、つまり、生贄を焼く祭壇さえ残っていれば、ギリシア人にとっては問題なかったのだ。それゆえギリシア世界において専門職としての神官が必要とされなかったのである。

『イリアス』の中には供犠の場面がたくさん出てくるが、その幾つかを見ておこう。

「兵士らは座を立てて散り、己れの船をめざして急ぐと、陣屋の中で煙を立てて火をおこし、食事をとる。また願わくは乱戦のさなか、死を免れさせ給えと祈願をこめて、それぞれ思い思いに、永遠にいます神々のいづかに生贄いけにえを捧げる。」（『イリアス』第2歌）³⁸⁾

火、食事、そして祈りと犠牲という道具立てが、おそらく古代ギリシア人

ブリュタネイオンを探して（的射場）

の宗教行為の内実をなしていた。ここで祈られている神は決して竈の女神ヘステアではなく、天上にいるいずれかの神であった。

これに対して、トロイア軍と戦うギリシア軍の総帥、ミュケナイ王朝の王アガメムノンの場合には、食卓共同体の色彩を帯びている。

「一方、総帥アガメムノンは、権勢比類なきクロノスの子に、見事に肥えた5歳の牡牛を生贄に供え、全軍中に重きをなす元老たちを招いたーネストルを真先に、ついで王イドネウス、両アイアスに、テュデウスの子、6人目にはその知謀ゼウスにも劣らぬオデュッセウスを。大音声のほまれも高きメネラオスは、兄の多忙を察して招かれるのを待たずに自らの場に赴いた。一同が牡牛のまわりに立ち、粗挽きの麦を手にとると、王アガメムノンは一同を前にして祈願を籠めていうよう、

『誉れも位もともに並ぶ者なく、黒雲を集め高天に住まい給うゼウスよ、願わくはわたくしめが、プリアモスの大広間の煤に黒ずんだ梁をまっさかさまに叩き落とし、門扉は燃えさかる火に焼き尽くし、またヘクトルめの胸の辺りを蔽う肌着をば、青銅の刀でずたずたに切り裂いてやりますまでは、陽も沈むことなく、闇も訪れませぬよう。…』

このように祈ったが、クロノスの子はこの時はまだその願いを叶えようとはせず、生贄は嘉納したものの、願わしくもない労苦をさらに増やそうとした。さて一同は祈願して粗挽きの麦を撒いた後、まず生贄の牛の首をもたげ反らし、その咽喉を裂き皮を剥ぐ。腿を切り取り、二重に折った脂身に都々美、その上に生肉を置く。もはや葉も落ちた薪にかざしてこれを焼き、臍物を串に刺して丹念に焙り上げ、それから残らず串から外す。調理の仕事もやがて終わり、食事の容易も整うと宴に入り、料理は一同に等しくゆきわたって、満ち足りぬ想いを抱くものは一人もいない。」（『イリアス』第2歌）³⁹⁾

王アガメムノンは、クロノスの子ゼウスに「見事に肥えた5歳の牡牛を生

贄」として供え、トロイアに対する戦勝を祈っている。ゼウスは「生贄は嘉納した」が、つまり喜んで犠牲を受け取ったものの、しかしながら、ギリシア軍に対しては「労苦をさらに増やそうとした」というのである。火、犠牲と祈り、そして食事という道具立てがここにもそろっている。「全軍中に重きをなす元老たち」という仲間と、クロノスの子ゼウスに犠牲を捧げ祈り、そして食卓を囲んでいる。ただ食卓を囲むのではなく、宴の前に犠牲を捧げ祈るといふ供犠を行って食卓を囲んでいる。ここに食卓共同体の原風景を見ることができるだろう。

犠牲あるいは生贄が、古代ギリシアにおいて意味したことについては、ローマ帝国の皇帝、背教者ユリアヌスの「無二の親友として、また古代宗教を復興しようとする皇帝の努力の後援者として鼓吹者」⁴⁰⁾として知られている、サルスティウスの「神々と世界について」の一節が参考になるだろう。サルスティウスによれば、「犠牲のない祈りは単なる言葉にすぎないのであり、犠牲を伴ってそれは生きた言葉になる。言葉は生命に意味を与え、生命は言葉を活かすのである」⁴¹⁾。つまり、祈りの言葉に生命いのちを与えるのは、生贄となる動物の生命なのである。動物の生命を捧げることで言葉は生きた言葉となるというのである。だからこそ、祈りには犠牲が不可欠だったのだ。

ホメロスが『イリアス』で描く世界は、戦場である。そこでの供犠が制度化された時、家の大広間や都市の中心にあるプリユタネイオンの大広間で竈の女神ヘスティアに犠牲を捧げ、そして、そこで食事をとることで団体の結束を深めるといふ食卓共同体の形成を見ることができるのではないだろうか。ブルクハルトによれば、このような竈の女神ヘスティアを中心にした家の祭祀こそが、ギリシア世界での公的な「あらゆる事柄の堅固な基盤を形作り」、「公的祭祀の起源的基礎をなし、また永遠に新しい源泉」⁴²⁾であった。ギリシア人の宗教はもっぱら祭事だけであり、何の教説も垂れなかったため、反駁されることもなかった。ギリシア人は太古の時代から自身がきわめて「熱心な供犠者」であり、神官階層も神官職も存在しなかったということが、「この宗教の力と持続の主要原因」⁴³⁾であった。だからこそ後代になって普通の

プリュタネイオンを探して（的射場）

神の祭壇や神殿ができたときでも、それぞれの神官をどうしようかということ
で当惑することがなかったのである⁴⁴⁾。

1.3. ポリスの形成とプリュタネイオン

ポリスの形成についてアリストテレスは、「いくつかの村^{コメー}から生じ、言
うなればいまやあらゆる自足の要件を満たした、終極の共同体が国家^{ポリス}であ
る」⁴⁵⁾（『政治学』第1巻第2章）と述べているが、もちろん、単なる村共同
体の結合ではなく、実際に人びとが都市に移り住むという意味での「集住」
（シュノイクスモス）によってなされた。それでもあくまでも村^{コメー}共同体とい
う団体の結合としてなされたのである。村共同体は、地縁的な結合よりもま
だ血縁的な結合の方が強い祭祀団体であった。集住によるポリスと呼ばれる
都市国家の形成は、アテナイだけに見られた現象ではなく、紀元前8世紀頃
ギリシアの各地で見られた。

アテナイにおけるポリスの形成は、民主政期に国家的な英雄として崇拜さ
れていた神話上の王テセウスの功績に帰せられている。プルタルコス⁴⁶⁾は、彼
の『英雄伝』の中でアテナイ建国の英雄テセウスを取り上げ、建国の経緯に
ついて次のように述べている。

「アイゲウスの死後、テセウスは大きな驚嘆すべき仕事を思い立ち、アッ
ティカに住んでいた人びとを一つの町に集住させ、それまでは散在してい
て全部に共通の利益のために呼び集めることが困難であるばかりでなく時
には互いに不和となつて戦うこともあった人びとを、一つの国家の一つの
民衆（デーモス）とした。そこでそれぞれの部落にあったプリュタネイオ
ンやブーレテリオン（評議会議場）や役所を廃止して、すべてに共通な一
つのプリュタネイオンとブーレテリオン（評議会議場）を現在の町にある
ところに作り、その国家をアテナイと名づけ、共通の祭典パンアテナイア
祭を創始した。」（プルタルコス「テセウス」『プルタルコス英雄伝』）⁴⁶⁾

プリュタネイオンというのは、それぞれの共同体において竈の女神ヘステアを祀る神聖な場所であり、政務を執り行う場であると同時に正餐の場であった。プリュタネイオンの大広間にある竈の前で食卓を囲むことによって祭祀団体としての成員の一体性が確立されていたのである。テセウスがポリスの形成にあたって一つのプリュタネイオンを作ったというのは、ポリスの統合と独立を象徴する聖なる火を燃やし続けるための共通の竈を備えておく建物としてのプリュタネイオンを作ったということであり、ポリスを一つの「祭祀団体」としたということであった⁴⁷⁾。

この各村共同体が有していたプリュタネイオンを廃して、一つのポリスのプリュタネイオンを作るという行為がもたらした意味の解釈についてのウェーバーの説明は、明快である。ポリスの形成は、「宗教的に兄弟の契りを結ぶこと」⁴⁸⁾によってなされたのであり、ポリスは「兄弟盟約として構成された団体」⁴⁹⁾なのである。それゆえ集住によるポリスの形成においては、「諸団体が従来それぞれの正餐のために用いてきたいくつかのプリュタネイオンを廃止して、その代わりに都市の単一のプリュタネイオンを設置するという手続き」が不可欠だったというのである。つまり、古代ギリシアにおいては、村共同体それぞれが祭祀団体であり、その団結を象徴するものとして竈の女神ヘステアを祀っていた。竈の女神ヘステアは、それぞれのプリュタネイオンの大広間にあり、そこで村の有力者たちは共同の食事をしてきた。それが正餐である。よって村々の統合によるポリスの形成とは、行政機構の統合にとどまらず新たな祭祀団体の形成を意味したのであり、竈の女神ヘステアが祀られた大広間をもつプリュタネイオンの統合が必要であった。それこそが「兄弟盟約の結果としての都市市民の諸ジッペ〔氏族〕の食卓共同体を象徴」⁵⁰⁾したものである。

つまり、集住によるポリスの形成とは、それぞれの村共同体がもっていた祭祀団体としてのまとまりを放棄し、単一の祭祀団体を形成したということであり、単なる氏族や種族の寄せ集めではなく、プリュタネイオンの統合によって新たな食卓共同体を形成し、新たな市民団を形成したということである。

プリュタネイオンを探して（的射場）

あった。ウェーバーは都市の成立と存続を可能ならしめたものとして、「一方においては、宗教的に兄弟の契りを結ぶこと、また、他方においては、自弁で軍事的武装を行うこと」⁵¹⁾としているが、武装自弁の分割地所有農民を中心に構成された団体としてのポリスは、「市民たちの一市民としての資格にもとづく一団体的信仰」⁵²⁾によって一体となっていたのである。

ポリス形成後のギリシア人は、強固な市民団の内部団結を有していた。時代は下るが、第二次ペルシア戦争の時、ペルシアの王クセルクセス一世にアテナイは占領され、城壁の外に追い出された。前480年のサラミス海戦を前にして、アテナイの将軍テミстокレスは同盟諸国の将に次のように述べている。

「自分たちの兵員を具えた二百の艦船のある限り、自分たちには彼ら同盟諸国よりも強大な国家と国土があるのだ、現にアテナイの攻撃を撃破する力のある国は、ギリシア中を探しても一国だにないではないか」（ヘロドトス『歴史』第8巻61節）⁵³⁾

このような実体としての都市を離れても崩れないような強固な市民団の内部団結、そして生命力をギリシアのポリスは有していた⁵⁴⁾のだが、それは、防衛団体として形成されたポリスが祭祀団体でもあったからなのである。

2. アテナイの国制とプリュタネイオン

2.1. 貴族政ポリス

アテナイにおけるポリスの建設は、近年の考古学の研究から前8世紀中葉⁵⁵⁾と見なされている。墓の分布の調査によれば、「暗黒」（初期鉄器）時代からアッティカ各地に徐々に広がった小規模な集落が、前7世紀になると、祭祀遺跡を残して前代よりも急激に減少している。それは、アッティカ各地に居住していた住民が、大挙してアテネに集住した結果ではないかと推

定⁵⁶⁾ されているのである。この時代は、前508年のクレイステネスの改革とともに始まる古典時代つまり民主政ポリスが始まる前の時代ということで、アルカイック（古拙）時代とも言われる。このアルカイック時代は、前594年のソロンの改革を挟んで前半と後半に分けることができる。その前半のおよそ150年が、貴族政ポリスの時代である。

ポリス形成前の王政すなわち「ホメロスの」王政は、官僚制を備えたミュケナイ社会のそれとは大きく異なっていた。王は、村共同体パシレウスの部族の長の中でもっとも尊敬されている者⁵⁷⁾として現れているにすぎなかった。王は、あくまでも共同体成員のなかの有力者の一人、いわば「同等者のなかの第一人者」（*primus inter pares*）⁵⁸⁾にすぎなかったのである。このような王権を制約する公的機関は二つあり、一つは、有力者たる名門貴族からなる「評議会プロレー」であり、もう一つは、分割地所有農民＝戦士からなる自由人総会すなわち「民会アゴレー」である⁵⁹⁾。共同体のあらゆる重要事は、このような王パシレウスを補佐するとともにその権利を制限する評議会にはからなければならなかった。異常事態にあつては、分割地所有農民＝戦士を代表する民会にも相談しなければならなかった⁶⁰⁾。王は、臣下たちを対立させるような紛争を解決する責任をもつ裁判官、神々を祀る儀式の最高の長たる神官、戦時には軍隊を統率する最高指揮官⁶¹⁾としての役割を有するにすぎなかった。

前節で触れたアテナイ建国の伝説の王テセウスは、集住をしぶる貴族たちに次のような提案をする。「有力者たちには王のいない国制と民主政を約束し、自分はただ戦争の指揮者および法律の守護者になるだけで、他のことについてはすべての人に平等の関与を認める」⁶²⁾と約束したのである。つまり、集住によって新しいポリスが形成された暁には、自ら王政を廃することを有力者すなわち貴族に約束し、彼らに「神事を司り、役人になり、法律の教師となり、聖俗のことがらの解説者になることを認め」⁶³⁾ たのである。

王政から貴族政の移行は、緩かに進んでいったであろうことは、アリストテレスの『アテナイ人の国制』から伺うことができる。ローマの共和政でそうであったように、統治の担い手が、単独の王から貴族たちによる「輪番制」

ブリュタネイオンを探して（的射場）
へと移行している。

「役人は名門や富裕者の間から任ぜられ、最初は終身、後には10年間勤める定めであった。役人のうち最も重く、かつ最も古いものは「王」とポレマルコスとアルコンであった。これらのうち最も古いのは王の役で（これは祖先伝来の制度であった）、次に王たちのうちに軍事に耐えぬ柔弱な者が出た結果ポレマルコスの役が加わった。」『アテナイ人の国制』（第3章（1））⁶⁴⁾

ここで「役人」と言われているのは、今でいうところの官僚のことではもちろんありえない。ホメロスの王政のもとでの王の権限を分有した執政官のことである。国王はそもそも世襲を原則とする。王政から貴族政への転化は、この王の役割を貴族たちが「輪番」で務めるようになったこと、そして、ローマでそうであったように同僚制に求めることができるであろう。世襲の権力者であった王の権限が、分有され、そして、それが終身から10年任期となり、やがて1年任期となるという風に、いわば「民主化」の過程をたどった。もちろん民主政のもとでのように市民が誰でも執政官になれる訳ではなく、アルコンという執政官の職に任ぜられたのは「名門や富裕者」であった。

「王たちのうちに軍事に耐えぬ柔弱な者が出た結果ポレマルコスの役が加わった」と述べることで、^{バシレウス}王が保持していた「戦争の指揮者」の権限が、貴族に奪われたことを示している。この変化の背後には、王と貴族の間の激しい闘争があったに違いなく、その過程の中で、王は貴族層の中に埋没することになったのである。王権は、その権限を次第にもぎとられていった⁶⁵⁾ことを読み取ることができるであろう。王が一手に握っていた権限は、行政の最高責任者としての3人のアルコンに振り分けられ、^{バシレウス}王という名前を継承したアルコンは神事を、ポレマルコスというアルコンは軍事を、そして、最も古いのが^{バシレウス}王という名のアルコンで、そこからポレマルコスという名のアルコンが出てきて軍事を担うようになったというのであれば、3人のアル

コンのうちで一番新しいアルコンが、まさにアルコンという名のアルコンである。このアルコンが、筆頭アルコン（執政官）として政治の実権を握ったのである。最初は、3つだったアルコン職は、後に9つに増やされた。そして、この筆頭アルコンの執務官庁こそが、我々が見てきたプリュタネイオンなのである。

「すべて9人のアルコンが一緒に仕事をしたのではなく、『王』はプリュタネイオン付近の今日いわゆるブコレイオンを占めていた。アルコンはプリュタネイオンを占め、ポレマルコス^{パシレウス}はエピリュケイオンで仕事をしてきた。」（『アテナイ人の国制』第3章（5）⁶⁶⁾

「王」という名のアルコンは、プリュタネイオン付近のブコレイオンで執務し、筆頭アルコンはプリュタネイオンで、そして、軍事を担っていたポレマルコスというアルコンは、エピリュケイオンで仕事をしていたのである。2世紀後半、ギリシア全土を精力的に取材して『ギリシア案内記』を著したパウサニ阿斯は、このプリュタネイオンについて次のように述べている。

「ディオスクウロイの聖所を越えた上手にアグラウロスの神殿（テメノス）がある。…近くにプリュタネイオンが所在し、庁舎内にはソロンの成文法が収蔵されているほか、神々の像としては平和の女神エイレーヌと竈の女神ヘスティアの像が安置されている。」（パウサニ阿斯『ギリシア案内記』第一巻第18章⁶⁷⁾

パウサニ阿斯によれば、プリュタネイオンは、アグラウロスの神殿の近く、つまり、アクロポリスの丘の北麓の近くにあったことになる。『アテナイ人の国制』によれば、貴族政ポリスの主要官庁であった「王」が政務を執っていた官庁ブコレイオンは、このプリュタネイオンの近く存在したことになる。つまり、貴族政ポリスの時代の紀元前8世紀から7世紀には、

プリュタネイオンを探して（的射場）

このプリュタネイオンの近くに主要官庁があり、ここが政治の中心地であったと思われる。しかし、パウサニ阿斯がギリシア各地を旅行した紀元2世紀後半の段階では、「王」^{バシレウス}の執務官庁は、今現在発掘されて私たちが見学することができるアゴラの一角に存在していたのである。

「ケラメイコスという場所だが、その名称は半神ケラモスに由来し、彼はディオニュソスとアリアドネの息子ということになっている。一番最初、右側に見えてくるのがいわゆる『王の列柱館』^{ストア・バシレイオス}であって、アルコン・バシレウスが任期一年の、いわゆる『王職』^{バシレイア}を務めてここに詰める。」（パウサニ阿斯『ギリシア案内記』第一巻第3章）⁶⁸⁾

ケラメイコスというのが、いわゆる古典時代のアゴラのことである。アゴラの一 corner に「王の列柱館」^{ストア・バシレイオス}があり、そこが「王」^{バシレウス}の執務官庁だったのである。つまり、筆頭アルコンの執務官庁であったプリュタネイオンと「王」^{バシレウス}が政務を執っていた官庁プロレイオンとは、貴族政ポリスの段階では、近くに存在していたのに、古典期の民主政ポリスの段階では、^{バシレウス}「王」の執務官庁が、アゴラの一 corner に移動している。ちなみに、王の列柱館^{ストア・バシレイオス}の建設年代は、紀元前500年頃⁶⁹⁾、つまり、紀元前508年のクレイステネスの改革以後の建設である。

貴族政ポリスの実権を握っていたのは、このアルコンたちではなく、アレイオス・パゴスの丘にその建物があるアレイオス・パゴス会議であった。会議のメンバーには、アルコンを辞めた後でなり、終身でその務めを果たしていた。

「アレイオス・パゴスの会議は法律を擁護するのが任務であったが、実は国政の最も大きな、また最も重要な部分を掌握し、秩序を乱す者にはことごとく懲罰を加え、罰金を科する権能をもっていた。アルコンの選任は門地と富に基づき、アレイオス・パゴス会議員はアルコンたちの間から任ぜられたからである。それゆえ、官職のうちこの役のみはこんにちまで終身

職として続いているのである。」（『アテナイ人の国制』第3章（6））^{70）}

貴族政ポリスの現実の支配者は、このアレイオス・パゴス会議に結集するアッティカの貴族層であった。ポリス形成前の、ホメロスの王政相互の権力闘争と国内での王、貴族、民衆の複雑な闘争の中から、それらの調停者の機能を果たし、ポリス共同体の一体性を保持する公的権力として設置されたのが、1年任期のアルコン職であり、この権力機構の選出と運営を左右し、役人を監視し、秩序紊乱者を処罰する権限をもっていたのが、終身のメンバーよりなるアレイオス・パゴス会議であったのである。

2.2. ソロンの改革とペイシストラトスの僭主政

貴族政ポリスは約150年続いたのであるが、貴族はポリスの官職を独占した。平民には貴族が提出した議案に事実上形式的な承認を与える機関にすぎなかった民会に出席すること以外は、政権への参与を許さなかった。これは裁判権を貴族が握っていたということも意味していた。当時はまだ成文法がなかったから、貴族の恣意によって裁判の公平さが侵害されることがしばしばだった^{71）}。

だが、ギリシアにおける戦争が、騎兵による一騎打ちの戦いから^{ホプリテス}重装歩兵（hoplites）のそれへと長い過渡期を経て転換するようになると、状況は一変する。重装歩兵による本格的な密集戦術が、前7世紀半ば頃から本格的に採用されるようになったのである。このことは、貴族と平民との抗争にも影響を与えた。平民による法の成文化の要求、そして国政参与への要求を無視できなくなってきたのである^{72）}。前621年頃にはアテナイの慣習法を集成しこれに改正を施し公布したという、ドラコン（Drakon）の立法が行われる。平民側の不満の一つが貴族の法に関する知識の独占にあったので、当時の法慣習を明文化して公開したものである。ドラコンの法がいかなる性格のものであったにせよ、それが成文化され、公開されたことの意義は大きかった。なぜなら、成文法は、「それが存在するだけで批判と改変を可能」^{73）}に

プリュタネイオンを探して（的射場）

するからである。

だが、下層農民の没落は激しく、貴族からの「借財には誰でも身体を抵当」にしており、払うことができなければ債務奴隷に落とされていた。「民衆は貴族に反抗して起った。抗争は激しく行われ、人々は互いに久しく反目を続けたので、彼らは合意の上で調停者として、またアルコンとしてソロンを選び、彼に国事を委ねた。」（『アテナイ人の国制』第5章（1）－（2）⁷⁴）のである。

アルコンとしてソロンがまず行ったのは、「重荷おろし」である。「重荷おろし」というのは、「身体を抵当に取って金を貸すことを禁止して民衆を現在のみならず将来も自由であるようにし、またいろいろの法律を定め公私の負債の切棄てを行ったが人々は重荷を振り落としたり」（『アテナイ人の国制』第6章（1））ということ⁷⁵である。「いろいろの法律を定め」とあるが、ソロンは、血で書かれたと言われる嚴罰主義のドラコンの法を廃棄し、新たな法律を制定したのであるが、それは、プリュタネイオンに保存されていた⁷⁶。そして、下層農民の借金を「重荷おろし」によって棒引きをしただけでなく、下層農民が将来的に奴隷になることを禁止した。つまり、「身体を抵当に取って金を貸すこと」を貴族に禁止することで、市民が奴隷身分に転落することを防止したのである。それは、市民と奴隷の間に明確な身分的な差別を設けることでもあった。

前述のように前7世紀の半ば頃から、「重装歩兵の装備と戦術は、それまでまざりあっていたホメロス風の古い個人戦的な装備と戦術をふるい落とし、しだいに重装歩兵固有のものへと純化」されてきており、そして、「密集隊の規模も大きくなって本格的なものへと発展」⁷⁷してきていた。つまり、重装歩兵戦術が一般化し、重装歩兵軍の比重がますます大きくなってきていたのである。であれば、軍の中核をなす農民の債務奴隷化を無視できる訳はない。それゆえウェーバーによれば、ソロンの改革の意図は「国家の防衛力という政治的関心」から、「債務におちいった農民と妥協しようという努力」⁷⁸なのである。農民が債務奴隷に陥ることは、それはそのまま国防力の低下となるからである。それだけでなく、「土地および人身を担保にした債務の免除」

によって徹底的に農民に譲歩し、そして、「国外に売却されたアッティカの債務奴隷の買い戻し」を行ったソロンの改革の政治的意味は、ウェーバーによれば、アテナイが「国家の軍事力の基礎となる重装歩兵軍を維持する」⁷⁹⁾という明白な意志表明であった。

ソロンの財産制が意味したのは、「ドラコンは、すべての経済的に武装能力のあるひとびとに完全市民権をゆるし、ソロンは農民級以下のひとびとにも完全市民権をゆるし」⁸⁰⁾ たということであった。市民を「財産」によって4つの階級、「富裕級」「騎士級」「農民級」「労働者級」にわけたのだが、それは、年収の大きさによってであり、上から順に、500、300、200石であった⁸¹⁾。そのうち第一級は有力貴族、第二級は中小貴族、第三級は中流農民、第四級は下層農民と商工業者であったが、年収と土地所有の大きさはほぼ比例していたと考えられるので、貴族と中堅農民の土地所有の大きさにそれほど差がないということに驚かされる。有力貴族といっても、このソロンの規定からは農民層の2、3倍の土地しか所有していなかったと推測されるからである。そうであれば、武装自弁で重装歩兵として今やポリスの軍事力の中核をなす農民層が、その数においては圧倒的に多数である以上、彼らに対して貴族が妥協し、譲歩せざるを得なかったのも頷ける⁸²⁾。上位の3階級は官職につくことができ、最下級の下層農民も民会と裁判に参与する権利が与えられた。貴族だけでなく、第三級の中流農民も国政に参与できるようになったこと、つまり、アルコン職にもつけるようになったことは、画期的なことであった。

この改革は、貴族政の解体の始まりを意味した。なぜなら生まれの高貴さによってのみ政治の要職につく権利をもつと考えられるのが貴族政であるのに対して、生まれではなくその財産によって要職につける可能性を拓いたからである⁸³⁾。

ソロンの改革は、貴族政ポリスの解体の始まりを告げるものであり、民主政に向けての大きな一歩を踏み出すものではあった。ソロンが農民にまで国政参与を認めたことは、貴族であることを国政参与の不可欠の条件としてき

ブリュタネイオンを探して（的射場）

た貴族政の原理の否定であり、それは、貴族にとってはまさしく裏切り行為であった。「負債の切棄て」も債権者であった貴族に経済上の大打撃を与えた。これに対して、土地の再分配を要求していた下層農民にとっては、「負債の切棄て」だけでは不十分であった。既存の負債の帳消しの恩恵に与っても生活の安定が確実でない限り、再び債務に苦しまなければならないような状況にさらされていることには変りなかったからである。したがってソロンの改革は、国政参与の可能性を得た中流以上の平民にとっては、ほぼ満足すべきものであったが、貴族にとっては明らかに譲歩のし過ぎであった。下層農民は、改革の不徹底に対して不満の声を増大させていた⁸⁴⁾。

ソロンの改革は、ほぼ5年にして行き詰まった。貴族と平民との間の抗争は再燃し、最高官職のアルコン不在の年も続いた。この混乱を強権によって、一人支配によって乗り切ろうとしたのが、僭主ペイストラトス（Peisistratos, ?-528 B.C.）である。下層農民に生活水準の向上と生活の安定を約束することによって彼らの支持を得て、貴族たちとの熾烈な権力闘争を勝ち抜いた。

僭主（tyrannos）とは、非合法的な手段に訴えて政権を獲得した者、もしくは、ある社会において慣習的に合法的と認められている枠をこえて自己の政治権力を行使した者のことである⁸⁵⁾。その権力は民衆の支持によって支えられており、貴族政成立とともにいったんは否定された一人支配（王政）の原理を復活しようとする試みである。僭主政は、前7世紀から6世紀にかけてアテナイだけでなくギリシア各地に出現していた。ペイストラトスの僭主政治は、アリストテレスが、「穏和に、また僭主的というよりむしろ合法的に国政を司った」（『アテナイ人の国制』第16章（2））⁸⁶⁾と述べているように、「平和を促し静謐を維持」（『アテナイ人の国制』第16章（7））⁸⁷⁾したものであり、評判が良かった。ペイストラトスは、一人支配を維持するために貴族に大打撃を与え、自分の支持基盤としての中農層を育成した。それは結果として平民の力を強化することになった。そういう意味で、僭主政は、貴族政から民主政への移行期における過度的な政治形態であると言ってよい

だろう⁸⁸⁾。

ペイシストラトスの僭主政は、ソロンの国制をほとんどそのまま踏襲しており、改革の名に値するような改革をほとんど行うことがなかったが、以後の歴史の展開には、大きな役割を果たした⁸⁹⁾。なぜなら中農層を育成保護することで、彼らを主体とする村落自治がアッティカ各地に根をおろし、民主政の誕生を準備するという歴史的役割を果たした⁹⁰⁾のであるから。つまり、ペイシストラトスの僭主政は、自らの権力を維持するために貴族の対抗勢力としての中小農民を維持し育成しただけでなく、政治的に動員することで、ソロンの改革によって完全な市民となり国政参与の権利を得ていたかれらを政治的に覚醒させたのである。

2.3. クレイステネスの改革と民主政ポリス

ペイシストラトスの死によって僭主政はおそらくその歴史的役割を終わっていたのである。それゆえ、息子たちの代になると単なる民衆抑圧の装置へと転化した。暴君化したのである。ペイシストラトスの子のヒッピアス(Hippias)が、前510年に追放され、その2年後の前508年にクレイステネス(Kleisthenes)が改革に着手する。それは、ペイシストラトスによって実体として進められていた貴族政の解体を制度化し、民主政の枠組みを構築することでもあった。それゆえ、数世紀に及ぶ古代アテナイの歴史のなかで、このクレイステネスの改革ほど「人々の生活に大きな変化をもたらしたものは、ほかに例がない」⁹¹⁾と言われる。つまり、彼の行った部族制の再編成は、ソロンによって着手され、そして、ペイシストラトスによって壊されてきていた貴族政を土台から突き崩し、それに代わる民主政の土台を構築するものであったからである。

クレイステネスは、貴族政の基盤となっていた従来の血縁にもとづく4部族制を廃止した。その代わりに地域的な行政単位をもとにして人工的に編成した10部族制を導入することによって、民主政という新しい体制の枠組みを確立した⁹²⁾。139のデーモス(区)は、市域・内陸・沿岸の3地域に分け

ブリュタネイオンを探して（的射場）

られ、各地域はさらに10に細分され、それら3組から一部族を構成するという措置によって地域的対立を除去しようとした⁹³⁾。中心市と農村領域が一体化して一部族を構成したということは、それは、これまでのアテナイの中心市（貴族層）による農村領域（平民層）の支配を構造的に打破し、市民団の一体性に基盤をおいた政治体制を創出しようとした⁹⁴⁾ということである。

クレステネスのこの改革は、ウェーバーによれば、在留外国人^{メトオイコイ}や被解放民などの財産ある人々を新市民として「全面的に共同体に組み入れ、これによってあわせて国家の門閥的な編成を破壊しようとした」⁹⁵⁾ものであった。貴族政の根幹をなした「門閥団体を故意に寸断」し、まったく「新しい純粋に地域的な国家区分が施行」された。すべての人は、そして都市在住者も、「みずからの地域的な区（デーモス）を持ち、このデーモスにすべての人は国法上、永続的かつ世襲的に所属」し、そこで、「民衆裁判権の招集ならびに陶片追放」⁹⁶⁾も行われたのである。

この改編によって、市民の生活に大きな変化がもたらされた。たとえば、アテナイでは、これまでは「誰々の子、誰々」と呼ばれていたが、この改編以降は、「何々区の誰々」と呼ばれるようになったのである⁹⁷⁾。

クレステネスによって、政治制度も民主政ポリスにふさわしいものとして構築されていく。

民会が、プニュックス（Pnyx）の丘で定期的に開催されるようになる。アゴラやアレイオス・パゴスを見下ろす丘に露天の民会場が造られたのは、クレステネスの改革から4年後の前504年のことである。収容人数は、およそ5000人であった。前400年頃には6000人、前330年頃には、13500人を収容できるように整備された⁹⁸⁾。18歳以上の成年男子市民が出席するこの民会は直接民主制にもとづく政治の最高決定機関であり、その定例会は、各ブリュタネイア（1年の10分の1の期間）に4回ずつ、最低でも年40回は開催された。

この民会で国事に関するあらゆる議題を討論するのは実際不可能である。

提案された議題は、その日のうちに採決されたからである。そこで外交や経済、祭事など国事に関する日常の業務を行い、民会開催の準備をし、民会に提出する議案を作成したのが、評議会（boule）である。評議会は、各部族が50人の評議員を選出し、合計500人で構成されていた。それで500人評議会とも言われる。この評議会が、アテナイの政治を運営するうえで大きな役割を果たすことになる⁹⁹⁾。この評議会のメンバーはそれぞれのデーモスにおいて、30歳以上の市民の中から籤で選ばれた。任期は1年である。評議会の議長も毎日籤で選任された。といっても、この評議会には500人の評議員が顔をそろえた訳ではない。ひとつの部族を代表する50人の評議員が一プリユタネイア（35日から39日に相当）の期間を受け持ち、輪番制で業務の遂行にあたった。どの部族がどの時期のプリユタネイアを受け持つか、この順番も籤で決められた¹⁰⁰⁾。この評議会が開催される評議会議事堂（Bouleterion）がアゴラの西側の一角に作られたのは、前500年頃のことである¹⁰¹⁾。

結びに代えて

ソクラテスが民衆法廷で「プリユタネイオンでの食事を」と言ったプリユタネイオンを探す旅に出たのであるが、それは象徴的な意味での探求の旅だけでなく、ギリシアのアテネに実際に赴き、遺跡の跡を求める旅でもあった。ギリシア史の碩学太田秀通氏が、『生活の世界歴史3ポリスの市民生活』の中で、「アゴラとは、アクロポリスの北側の広場のことで、プリユタイネイオンや、評議会議事堂や、文書館など公共建造物に隣接する市場の立つ場所をいみした」¹⁰²⁾と書かれていたので、プリユタネイオンは、アゴラの一角、評議会議事堂や文書館の隣にあると想定し、簡単に探し当てることができると思って、調査研究の旅に出た。

アゴラの中を何日も歩きまわり、アゴラ博物館の展示物を舐めるように眺め、そして博物館のリーフレットも購入して調べた。とにかくプリユタネイ

ブリュタネイオンを探して（的射場）

オンの跡地を踏むことが、旅の大きな目的だったので、探しまわった。しかし、どこを探しても、どの資料を読んでもまったくその形跡がないのである。愕然とした。なぜブリュタネイオンが存在しないのか、そのことの原因を説明するために、我々はアテナイの国制史という迂回路を辿らざるを得なかった。アテナイの国制が、貴族政ポリスから民主政ポリスへと変動したことから、ブリュタネイオンの不在とはリンクしていると思われたからである。

今、発掘されて見ることのできるアゴラは、アクロポリスの北西の麓にある広場のことであり、その西側に評議会議事堂や評議員の詰所としてのトロス（円形堂）など民主政ポリスの装置が実際に建設されるのは、まさに紀元前508年のクレイステネスの改革以後のことなのである。アゴラも、当然のことながらこの頃によく整備され使われるようになる。とすれば、ポリスの形成時から存在し、貴族政ポリスの執務官庁であったブリュタネイオンがアゴラの一隅に存在しないことは、当たり前と言えは当たりのことである。

麓のアゴラから眺めると、東から西に、アクロポリス、アレイオス・パゴス、そしてプニックスという3つの丘が並んでいる。アクロポリスは、ミケナイ文明時代には宮殿があったところであり、王政を象徴している。王政が滅びた後は、都市国家アテナイの統合の象徴として女神アテナを祀ったパルテノン神殿が建てられていた。アクロポリスから少し下ったアレイオス・パゴスの丘には、王の支配にとって代わって貴族政ポリスの実権を握っていたアレイオス・パゴス会議が開催された建物があった。そして、そしてさらに西側に移動し斜面を登っていくとプニックスの丘がある。そこは、民主政ポリスができた後、定期的に民会が開催されるようになった場所であり、紀元前508年のクレイステネスの改革以後に民会議場としてきちんと整備された。王政、貴族政、民主政という国制の変遷とともに、その心臓部となった機関の場所が東から西へと移っていつている¹⁰³⁾のを見て取ることができるだろう。

政治体制と公共空間あるいは公共構造物とが密接に結びついていることは、ある意味で自明の前提なのだが、案外にこれが盲点だということを今回

の調査研究で思い知らされた。ホメロスの王政においても、それから貴族政ポリスにおいても、民会や評議会というのは存在したが、あるいは存在したと推測されるが、しかし、それに見合った公共構造物は存在しない。民衆が政治主体としてそれほどの地位を占めていなかったことの証であろう。貴族政ポリスにおいて確認できるのは、政治の実権を握った貴族の代表たるアルコンの執務官庁（プリユタネイオン、ブコレイオン、エピリュケイオン）と終身の議員よりなるアレイオス・パゴス会議が開催されたアレイオス・パゴスの丘の建物について知るだけである。このような貴族政ポリスの執務官庁は、現在の考古学研究によれば、アクロポリスの北東の麓にあった¹⁰⁴⁾。そこにも旧アゴラがあり、それに隣接して官庁街があったのである。貴族政ポリスから民主政ポリスへの転換で、アゴラとそれに付随する執務官庁は、アクロポリスの北東の麓から北西の麓へと移動していく。新しい酒は、新しい革袋を要求したのである。

しかしながら、プリユタネイオンは移動しなかった。アルコンが名誉職として依然残っていたからかもしれない。以前のプリユタネイオンが果たしていた政治的機能は、評議会議事堂の隣にあったトロスが果たすようになる。旧アゴラにそのまま残ったプリユタネイオンから当然のことながら政治的機能は失われたが、ポリスの象徴である竈の火が燃え続け、名誉市民や外国使節団が接待をうける迎賓館としては機能し続けていた¹⁰⁵⁾。紀元前5世紀半ば以降においても「外人功労者顕彰の民会決議には、諸特権付与の項目について、しばしば『プリユタネイオンにおける会食』への招待の一項が付与」¹⁰⁶⁾されていたという。

プリユタネイオンは現在なおアクロポリスの北東の麓の市街地の地下にあり、その場所は推定できるだけで特定することはできていない。

付記：本稿は、平成21年度の政経学部特別研究費による研究成果である。特別研究費を使って平成21年の夏、そして個人研究費で翌22年の夏とギリシアのアテネに赴いた。気温40度という体温を越える暑さの中を歩きまわっ

プリュタネイオンを探して (的射場)

た。まさに「プリュタネイオンを探して」の旅であったが、結果は論文にまとめた通りで、その遺跡を見つけることはできなかった。プリュタネイオンは歴史的には実在したはずなのに、なぜ遺跡は存在しないのかという単純な事実を突き止め、それをまとめるのに思わぬ時間がかかってしまった。

註

- 1) 「クリントン」『プラトン I』(田中美知太郎編訳, 中央公論社, 1978年), 487頁。
- 2) 同書, 485頁。
- 3) プラトン『ソクラテスの弁明・クリトン』(久保勉訳, 岩波文庫, 2007年改版), 久保勉解説, 117頁参照。
- 4) 「ソクラテスの弁明」, 424頁。
- 5) 同書, 437頁。
- 6) 同書, 438頁。
- 7) 澤田典子『アテネ民主政命をかけた八人の政治家』(講談社, 2010年), 17頁。
- 8) 田中美知太郎, 前掲書, 447頁訳注参照。
- 9) 伊藤貞夫『古典期アテネの政治と社会』(東京大学出版会, 1982年), 100頁。
- 10) 「ソクラテスの弁明」, 前掲書, 448-449頁。
- 11) ヘロドトス『歴史上』(松平千秋訳, 岩波文庫), 115頁。
- 12) 同書, 406頁。
- 13) アリストテレス『アテナイ人の国制』(村川堅太郎訳, 岩波文庫, 1980年), 19頁。
- 14) 「公会堂」と訳されているのは、プルタルコス英雄伝の「テセウス」の章を訳されている太田秀通氏である(プルタルコス「テセウス」(太田秀通訳)『プルタルコス英雄伝(上)』(村川堅太郎編, ちくま文庫, 1987年)。新進気鋭のギリシア史研究者である周藤芳幸氏は、テセウス神話の同じ文脈でプリュタネイオンを「中央市庁舎」と訳されている(周藤芳幸・村田奈々子『ギリシアを知る事典』(東京堂出版, 2000年))。「中央庁舎」という訳を採用されているのは、『図説古代ギリシア』(吉岡晶子訳, 東京書籍, 2004年)である。
- 15) Cf., Sue Blundell, *Women in Ancient Greece* (Harvard University Press, 1995), p. 32.
- 16) 田中美知太郎氏は迎賓館と訳されている。
- 17) ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史2』(新井靖一訳, ちくま学芸文庫, 1998年), 395頁
- 18) ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史3』(新井靖一訳, ちくま学芸文庫, 1998年), 453頁

- 19) ブルクハルト『ギリシア文化史1』（新井靖一訳、ちくま学芸文庫、1998年）、124頁。
- 20) Aristotle (edited and translated by Ernest Barker), *The Politics of Aristotle* (Oxford, 1946, reprint 1977), p. 3. 『政治学』（牛田徳子、京都大学学術出版会、2001年）、8頁。
- 21) Ibid., p. 5. 『政治学』（山本光雄訳、岩波文庫、1961年）、35頁。このホメロスからの引用箇所は、藤縄謙三「ポリスの成立」『岩波講座世界歴史1 古代1』（岩波書店、1969年、459頁）の訳を参考に改訳した。
- 22) ホメロス『イリアス上』（松平千秋訳、岩波文庫、1992年）、268頁。藤縄謙三の前掲書を参考に改訳した。
- 23) 太田秀通『生活の世界歴史3 ポリスの市民生活』（河出書房新社、1975年）、59頁。
- 24) ウェーバー『古代社会経済史』（上原専祿・増田四郎監修、渡辺金一・弓削達訳、東洋経済新報社、1963年）、180頁。
- 25) Cf., Sarah B. Pomeroy, Stanley M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *Ancient Greece: A Political, Social, and Cultural History* (New York: Oxford University Press, 1999), p. 162.
- 26) ウェーバー、前掲書、180頁。
- 27) アリストテレス『アテナイ人の国制』、46頁。
- 28) Cf., Sarah B. Pomeroy, Stanley M. Burstein, Walter Donlan, Jennifer Tolbert Roberts, *op. cit.*, p. 162.
- 29) Cf., Peter Liddel, *Civic Obligation and Individual Liberty in Ancient Athens* (Oxford University Press, 2007), p. 73.
- 30) Cf., J. P. Gould, “The metaphysical environment”, in *The World of Athens: An Introduction to classical Athens culture* (Open University Set Book, Cambridge University Press), 1984, pp. 122–123. D. Brendan Nagle, *The Household as the Aristotle's Polis* (Cambridge University Press, 2006), pp. 228–229.
- 31) ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史2』、387頁。
- 32) アポロドーロス『ギリシア神話』（高津春繁訳、岩波文庫、改版1978年）、29頁。
- 33) 同書、同頁参照。
- 34) Maria Mavromataki, *Greek Mythology and Religion* (Athens: Hailitalis, 1997), p. 98.
- 35) Cf., Sue Blundell, *Women in Ancient Greece* (Harvard University Press, 1995), p. 31.
- 36) Cf., Victor Ehrenberg, *From Solon to Socrates: Greek History and Civilization during the 6th and 5th centuries BC* (Routledge, 1968, rep. 1986), pp. 15–16.
- 37) Cf., Sue Blundell, *Women in Ancient Greece* (Harvard University Press, 1995), p.

ブリュタネイオンを探して（的射場）

31.

- 38) ホメロス『イリアス上』, 61 頁。
- 39) 同書, 62 頁。
- 40) ギルバート・マレー『ギリシア宗教発展の五段階』（藤田健二訳, 岩波文庫, 1971 年改訳）の付録として掲載, 239 頁。
- 41) サルスティウス「神々と世界について」, ギルバート・マレー『ギリシア宗教発展の五段階』（藤田健二訳, 岩波文庫, 1971 年改訳）の付録として掲載, 239 頁。
- 42) ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史 2』, 384 頁。
- 43) 同書, 387 頁。
- 44) 同書, 387 頁。
- 45) 註 20 参照。
- 46) プルタルコス「テセウス」(太田秀通訳) (村川堅太郎編)『プルタルコス英雄伝上』（ちくま文庫, 1987 年）, 32 頁。一部改訳。
- 47) ウェーバー（世良晃志郎訳）『都市の類型学』（創文社, 1964 年）, 83 頁参照。
- 48) マックス・ウェーバー『一般社会経済史要論下巻』（黒正巖・青山秀夫訳, 岩波書店, 1955 年）, 183 頁。
- 49) マックス・ウェーバー『都市の類型学』（創文社, 1964 年）, 81 頁。
- 50) 前掲書, 83 頁。
- 51) マックス・ウェーバー『一般社会経済史要論下巻』, 183 頁。
- 52) マックス・ウェーバー『都市の類型学』, 81 頁。「ポリスを構成するに当たっての本質的な要素は、一当時のひとびとの観念によれば、諸門閥が兄弟盟約によって一つの祭祀共同体（クルトゲマインシャフト）に結集するということがあった。すなわち、個々の門閥がそれぞれもっていたブリュタネイオンを、一つの共通のブリュタネイオンによって置き換え、この都市ブリュタネイオンにおいて〔各門閥選出の〕ブリュタニスたちが彼らの共同の聖餐会を催すことにしたのであり、これがポリスを構成する本質的な行為だったのである。」(マックス・ウェーバー『一般社会経済史要論下巻』, 184 頁)。
- 53) ヘロドトス『歴史下』（岩波文庫, 1972 年）, 182 頁。
- 54) ブルクハルト, 『ギリシア文化史 1』, 562-574 頁参照。
- 55) 太田秀通『テセウス伝説の謎—ポリス国家の形成をめぐる—』（岩波書店, 1982 年）, 219 頁参照。
- 56) Cf., Ian Morris, *Burial and Ancient Society: The rise of the Greek city-state* (Cambridge University Press, 1987), pp. 97-109.
- 57) クロード・モセ『ギリシアの政治思想』（福島保夫訳, 白水社, 1972 年）, 10 頁参照。
- 58) John V. A. Fine, *The Ancient Greeks : a critical history* (The Belknap Press of Harvard University Press, 1983), p. 181.

- 59) 太田秀通『テセウス伝説の謎—ポリス国家の形成をめぐって—』, 43 頁参照。
- 60) 伊藤俊太郎編著『人類文化史②都市と古代文明の成立』, 251 頁参照。
- 61) クロード・モセ, 前掲書, 11 頁参照。
- 62) プルタルコス, 前掲書, 32 頁。
- 63) 同書, 33 頁。
- 64) アリストテレス『アテナイ人の国制』, 18 頁
- 65) 太田秀通『テセウス伝説の謎—ポリス国家の形成をめぐって—』, 196 頁。
- 66) アリストテレス『アテナイ人の国制』, 19 頁。
- 67) パウサニアス『ギリシア案内記上』（馬場恵二訳, 岩波文庫, 1991 年）, 84 頁
- 68) 同書, 32 頁。
- 69) Cf., J. McK. Camp II, *The Athenian Agora, A Short Guide to the Excavations* (The American School of Classical Studies at Athens, 2003), p. 40.
- 70) アリストテレス『アテナイ人の国制』, 19 頁。
- 71) 清水昭次「貴族政の発展と僭主政の出現」『岩波講座 世界歴史 1 古代 1 古代オリエント世界 地中海世界 I』（岩波書店, 1969 年, 462 頁参照。
- 72) 同書, 同頁。
- 73) W. G. フォレスト (太田秀通訳)『ギリシア民主政治の出現』（平凡社, 1971 年）, 172 頁参照。
- 74) アリストテレス『アテナイ人の国制』, 21 頁。
- 75) 同書, 22 頁。
- 76) パウサニアス『ギリシア案内記上』, 84 頁参照。
- 77) 安藤 弘『古代ギリシアの市民戦士』（三省堂, 1983 年）, 277 頁。
- 78) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』, 215 頁。
- 79) 同書, 217 頁。
- 80) 同書, 224 頁。
- 81) 同書, 同頁。
- 82) 清水昭次「貴族政の発展と僭主政の出現」, 472 頁参照。
- 83) 伊藤俊太郎編著『人類文化史②都市と古代文明の成立』, 256 頁参照。
- 84) 岩田拓郎「アテナイとスパルタの国制」『岩波講座 世界歴史 1 古代 1 古代オリエント世界 地中海世界 I』（岩波書店, 1969 年）, 472 頁, 530 頁。
- 85) 同書, 531 頁。
- 86) アリストテレス『アテナイ人の国制』, 36 頁。
- 87) 同書, 37 頁。
- 88) 澤田典子『アテネ民主政命をかけた八人の政治家』, 15 頁参照。
- 89) 岩田拓郎「アテナイとスパルタの国制」, 531 頁。
- 90) 清水昭次「貴族政の発展と僭主政の出現」, 483 頁。

ブリュタネイオンを探して（的射場）

- 91) ピエール・ブリュレ『都市国家アテネペリクレスと繁栄の時代』（青柳正規監，創元社，1997年），58頁。
- 92) 澤田典子『アテネ民主政命をかけた八人の政治家』，15頁参照。
- 93) 前沢伸行「ポリスとはなにか」弓削達編『地中海世界』（有斐閣新書，1979年），39頁参照。
- 94) 同書，36頁参照。
- 95) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』，226頁。
- 96) 同書，同頁。
- 97) ピエール・ブリュレ『都市国家アテネペリクレスと繁栄の時代』，59頁。
- 98) Cf., *Hills of Philopappos-Pnyx-Nymphs* (Publication of the Association of Friends of the Acropolis, 2004), p. 19.
- 99) ピエール・ブリュレ『都市国家アテネペリクレスと繁栄の時代』，60頁
- 100) 同書，61頁
- 101) Cf., J. McK. Camp II, op. cit., p. 14.
- 102) 太田秀通『生活の世界歴史3ポリスの市民生活』，35頁。
- 103) 岩田拓郎「アテナイとスパルタの国制」，514頁参照。
- 104) Cf., Noel Robertson, “The City Center of Archaic Athens”, *Hesperia*, Vol. 67, No. 3 (Jul.-Sep., 1998), pp. 283-302.
- 105) 周藤芳幸・村田奈々子『ギリシアを知る事典』（東京堂出版，2000年），129頁。
- 106) パウサニアス『ギリシア案内記上』，馬場恵二氏の訳注，227頁参照。